

執筆者:

E-mail☒ 張 翠萍

E-mail☒ 林 婧

E-mail☒ 郭 望

E-mail☒ 李 源

1. データ越境安全評価申告ガイドライン(第1版)¹

国家インターネット情報弁公室、2022年8月31日公布、同日施行、部門政策文書

国家インターネット情報弁公室(以下「CAC」という。)は2022年7月7日にデータの越境移転に係る安全評価方法を規定した「データ越境安全評価弁法」²(以下「安全評価弁法」という。)を公布し、安全評価弁法は同年9月1日より施行された。これに合わせて、CACは、データ越境安全評価申告の更なる規範的かつ秩序ある実施のため、同年8月31日に「データ越境安全評価申告ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を公布した。

本ガイドラインは適用範囲、申告の方法及びプロセス、申告書類並びに申告の問い合わせの4つの部分から構成され、各部分の主な内容及びポイントは以下のとおりである。

(1) 適用範囲

「安全評価弁法」4条に定めるデータ越境安全評価の申告対象要件が引用され、改めて言及されたほか、「データ越境行為」の判断基準については、以下のとおり明確にされた。

- ① データ取扱者が中国国内における運営中に収集し、及び生じたデータを中国国外に伝送し、保存すること。
- ② データ取扱者が収集し、及び生じたデータが中国国内に保存されているが、中国国外の機構、組織又は個人がこれを照会し、フェッチし、ダウンロードし、エクスポートすることができること。
- ③ CACが定めるその他のデータ越境行為

当該データ越境行為の判断基準について、2022年7月7日に行われた「安全評価弁法」に関するCACの記者会見での関連説明³と比較すると、中国国外の主体による通信を介した積極的な取得方法が「アクセス又はフェッチ・使用」から「照会、フェッチ、ダウンロード、エクスポート」に細分化されたほか、バスケット条項として上記③が追加されており、当局が「データ越境行為」に厳しい目を向けていることが窺える。

(2) 申告の方法及びプロセス

申告の方法及びプロセスについては、「安全評価弁法」の規定を基に細分化された。その要点は、以下のとおりである。

- ・ 申告方法: 省レベルのインターネット情報弁公室への書面による申告書類の提出
- ・ 省レベルのインターネット情報弁公室の担当業務: 申告書類の形式審査、形式審査通過後の申告書類のCACへの送付
- ・ 申告書類の提出から評価終了までの所要期間: 原則57営業日(状況が複雑であり、又は書類の追加提出が生じる場

¹ 中国語: 数据出境安全评估申报指南(第一版)

² 「安全評価弁法」の詳細については、弊所HP掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年8月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220815.html)を参照されたい。

³ http://www.cac.gov.cn/2022-07/07/c_1658811536800962.htm

合には、必要に応じて期間が延長されることがある。)

- ・ 評価結果に対する異議申立て: データ取扱者による 15 営業日以内の再評価申請。再評価結果は最終結論。

(3) 申告書類

申告書類及び具体的な要求については、「安全評価弁法」の規定を基に細分化され、かつ、一部の申告書類につき、雛形が提供された。また、申告書類を書面により提出するとともに CD-ROM の形式により電子ファイルを提出する必要があることが明確にされた。申告書類については、以下のとおりである。

NO.	書類名	備考・留意点
1	統一社会信用コード証明書	-
2	法定代表者の身分証明書	-
3	手続担当者の身分証明書	-
4	手続担当者の委任状	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雛形あり(本ガイドライン別紙 2) ➢ 手続担当者は、申告者を代表して署名及び書類のアップロードを含む、データ越境安全評価の申告業務における一切の行為を行い、かつ、相応の法的責任を負う。 ➢ 手続担当者は、再委任の権利を有しない。
5	データ越境安全評価申告書	➢ 雛形あり(本ガイドライン別紙 3)
6	国外受領者との締結予定のデータ越境に関する契約その他の法的効力を有する文書	<ul style="list-style-type: none"> ➢ データ越境に関して定めた条項について、ハイライトや囲い線等により強調して表記する。 ➢ 法律文書は中国語版を優先し、中国語以外のバージョンしかない場合には、正確な中国語の訳文と一緒に提出しなければならない。
7	データ越境リスク自己評価報告書	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雛形あり(本ガイドライン別紙 4) ➢ 自己評価業務は、申告日前 3 か月以内に完了させ、かつ、申告日現在において、重大な変化が生じていない。 ➢ 自己評価業務は、第三者機構を招聘して参加させることができる。
8	その他の関連証明書類	➢ 関連証明書類は中国語版を優先し、中国語以外のバージョンしかない場合には、正確な中国語の訳文と一緒に提出しなければならない。

(4) 申告の問い合わせ

データ越境安全評価申告に関する問い合わせ先として、下記の連絡先が提供された。

E-mail: sjcj@cac.gov.cn

Tel : 010-55627135

本ガイドラインは、「安全評価弁法」の重要な補足規定として、データ越境安全評価を行う必要のある企業のために実務的な手引きを提供している。業務上、中国国外にデータを提供する必要が確かにあり、データ越境安全評価の適用範囲に適合するデータ取扱者は、「安全評価弁法」及び本ガイドラインに従い、データ越境安全評価を申告する必要がある。

2. 保険資産管理会社管理規定⁴

中国銀行保険監督管理委員会、2022 年 7 月 28 日公布、2022 年 9 月 1 日施行、部門規則

中国銀行保険監督管理委員会(以下「銀保監会」という。)は、金融サプライサイド構造改革をより一層深化させ、保険資産管理会社の監督管理を強化し、保険資産管理業界の高品質な発展を促進するため、2004 年に施行した「保険資産管理会社管理暫定施行規定」(以下「暫定規定」という。)を大幅に改正し、「保険資産管理会社管理規定」(以下「本規定」という。)を新たに制定し、

⁴ 中国語: 保险资产管理公司管理规定

公布した。暫定規定は、本規定の公布と同時に廃止された。

本規定は、全 7 章、85 条であり、改正に関わる主な内容は以下のとおりである。

(1) 保険資産管理会社の設立、変更及び終了に関する関連規定の調整及び細分化

本規定においては、保険資産管理会社及びその株主、発起人が具備すべき条件並びに保険資産管理会社の設立/開業等につき提出を要する資料が調整され、会社の解散に係る具体的な事由等が列記された。具体的に改正された規定は、主に次のとおりである。

- ① 暫定規定で求められていた「保険資産管理会社に対する中国国内保険会社の持株比率の合計は、75%を下回ってはならない」という規定が削除され、保険資産管理会社に対する中国国外保険会社の持株比率の上限規制がなくなったと同時に、保険資産管理会社に対する中国国内外の保険グループ(持株)会社、保険会社の合計持株比率が 50%以上であることが求められ、暫定規定と比べて、保険会社全体の持株比率の下限が引き下げられた。
- ② 「保険会社董事、監事及び高級管理者任職資格管理規定(2021)」の規定が本規定に反映され、董事、監事、高級管理者に対し審査・承認制度が設けられ、当該人員につき任職前に銀保監会の審査・承認に係る任職資格を取得すべき旨が定められたと同時に、董事、監事、高級管理者の任職条件が明確化された。

(2) 「コーポレート・ガバナンス」の章の新設

暫定規定においては、コーポレート・ガバナンス構造について詳細な規定がなかったのに対し、本規定では、コーポレート・ガバナンス構造の要求が細分化された。具体的な内容は、次のとおりである。

- ① 株主が履行すべき法定義務が明確化された。
- ② 株主(総)会の職権の範囲及び議事規則を明確化すべき旨が定められた。
- ③ 会社と株主との間のリスク分離メカニズム並びに業務及び顧客の重要情報隔離制度を構築すべき旨が定められた。
- ④ 会社定款において董事会の職権の範囲及び議事規則を明確化すべき旨が求められた。
- ⑤ 監督管理規定及び実際の必要性に基づき、董事会に専門委員会を設置し、かつ、定款において各専門委員会の構成及び職権を明確化すべき旨並びに各専門委員会の業務プロセス等の制度を制定すべき旨が定められた。
- ⑥ 独立董事制度を確立して健全化し、原則として、独立董事の人数は董事会の人数の 3 分の 1 を下回ってはならない旨が定められた。
- ⑦ 監事会/監事の設置及び職務履行、最高リスク管理責任者の設置及び責任が定められた。
- ⑧ 董事、監事及び高級管理者の兼職管理等を強化する旨が求められた。

(3) 業務規則の大幅な調整

業務規則について、暫定規定では、主に保険資金の受託管理の観点から、保険資産管理の基本経営原則が定められていたが、本規定では、主に次のとおり調整された。

- ① 保険資産管理会社の業務範囲が細分化された。
- ② 各種資金の受託管理に係る基本原則が定められた。
- ③ 資産受託管理メカニズムの構築が明確に求められた。
- ④ 資産の独立性を保持することが強調され、委託者ごとの、及び保険資産管理製品ごとの資産についてそれぞれ記帳し、かつ、不正な利益移転の防御に係る隔離メカニズム等を構築することが求められた。
- ⑤ 投資範囲、レバレッジ制限等の監督管理要求を回避するルートを提供するサービスが禁止された。
- ⑥ 販売管理及び慎重経営等について定められた。

(4) リスク管理を章として独立化

暫定規定では、リスク統制は、「効果的な内部統制制度の構築」及び「リスク統制部門の設立」程度に留められていたが、本規定においては、暫定規定を基に、リスク管理についてより詳細な要求が提示され、暫定規定の要求のほか、さらに次の要求が定められた。

- ① 全面的なリスク管理体系の構築
- ② 内部・外部監査制度の構築・健全化
- ③ 子会社、関連取引、従業員に対するリスク管理の実施
- ④ リスク準備金制度の構築

⑤ 重大突発的イベント緊急処理メカニズムの構築

(5) 監督管理方法の追加

暫定規定に定める監督管理方法は、主に情報の報告及び行政処罰であったが、本規定においては、監督検査方法及び監督管理方法がより充実し、当局の監督管理力が強化された。追加された内容は、主に次のとおりである。

- ① 保険資産管理会社に対し監督管理格付けを実施する。
- ② 情報報告メカニズムを構築して健全化し、情報開示義務を確実に履行することを明確に要求した。
- ③ 遅滞なく報告すべき重大事項を定めた。
- ④ 本規定の要求に違反する状況について、監督管理・指導、警告文の発送、期間限定の是正命令等の措置を講じることができる。
- ⑤ 法令違反記録、専門機構の法令違反責任、財務状況のモニタリング及び自己規律管理等の内容を追加した。

本規定において、保険資産管理会社に対する外資保険会社の持株比率の上限規制がなくなり、同時に中国国内外の株主に対し統一的に適用される株主資質条件が設けられたことは、国際的に優良な保険会社及び資産管理機関を引き寄せ、中国の保険資産管理業界の発展に関与させる一助となる。

3. 企業中長期外債審査登記管理弁法(意見募集稿)⁵

国家発展改革委員会、2022年8月26日公示、2022年9月26日まで意見募集

中国国内企業による中長期外債借入の関連事項について、国家発展改革委員会(以下「NDRC」という。)は、2015年9月14日に「企業外債発行届出登記制管理改革の推進に関する通知」⁶(以下「2044号文」という。)を公布しており、また、政策Q&A及び手続ガイドライン(以下「現行政策・ガイドライン」という。)の発表を通じて2044号文に対して追加の解釈及び説明を行っていた。しかし、中国国内企業による中国国外融資が著しく発展したことに伴い、2044号文における一部の管理規定が市場の実状に合わなくなり、また、現行政策・ガイドラインについても更なる制度化や明確化が必要になった。これらの事情を踏まえ、NDRCは、「企業中長期外債審査登記管理弁法(意見募集稿)」(以下「本弁法」という。)を起草して公示した。なお、本弁法が正式に公布、施行される際には、2044号文は廃止される予定である。

本弁法は、総則、外債の規模及び用途、外債審査登記、外債リスク管理及び期中・事後の監督管理、法律責任並びに附則の全6章、37条で構成されている。2044号文及び現行政策・ガイドラインと比較すると、主な変更点は、以下のとおりである。

(1) 適用範囲

- ① 管理対象として、中国国内企業による間接的な中国国外での外債借入を追加
「主な営業活動が中国国内にある企業が、中国国外で登記された企業の名義において、中国国内企業の持分、資産、収益その他の類似権益をもって、中国国外で債券を発行し、又は商業融資を借り入れるなど」、中国国内企業が間接的に中国国外で外債を借り入れる場合には、本弁法が適用され、NDRCに外債審査登記を申請する必要がある。
- ② 対象となる負債性金融商品(debt instruments)の種類の詳細化及び追加

2044号文及び現行政策・ガイドライン	本弁法
普通債、優先債、資本債、永久債、CB債、優先株、中長期国際商業融資等の中国国外の負債性融資商品等	優先債、永久債、資本債、メディアムタームノート、CB債、EB債、優先株、ファイナンスリース及び商業融資等

⁵ 中国語: 企业中長期外債審核登記管理辦法(征求意见稿)

⁶ NDRCにより公布され、2015年9月14日に施行された部門政策文書

- ③ 中国国内企業及びその支配する中国国外の企業又は拠点における「支配」の定義の明確化
「企業の半数以上の議決権を直接若しくは間接に保有し、又は半数以上の議決権を保有していないものの、企業の経営、財務、人事、技術等の重要事項を支配できること」をいう。

(2) 外債の規模及び用途

① 外債の規模

2044 号文では、外債の総規模が限度額を超えたときは外債登記の申請をこれ以上受理しない旨が定められているのに対し、本弁法では、「国民経済及び社会発展の需要並びに国際収支状況及び外債引受能力に基づき、企業の外債の総額及び構成を合理的に調整してコントロールする」旨にとどめている。

② 外債の用途

外債用途に係る「ネガティブリスト」が新設され、下記用途が禁止されている。

- ・ 中国の法令に違反するもの
- ・ 中国の国家利益及び経済、情報データ等の安全に脅威又は損害を及ぼすもの
- ・ 中国の経済マクロコントロール目標に反するもの
- ・ 中国の関連発展計画及び産業政策に違反するもの
- ・ 地方政府隠れ債務を新たに追加するもの
- ・ 損失の補填、投機等の行為に用いるもの
- ・ 銀行類金融企業を除く主体による他人への転借行為等

(3) 外債借入の条件

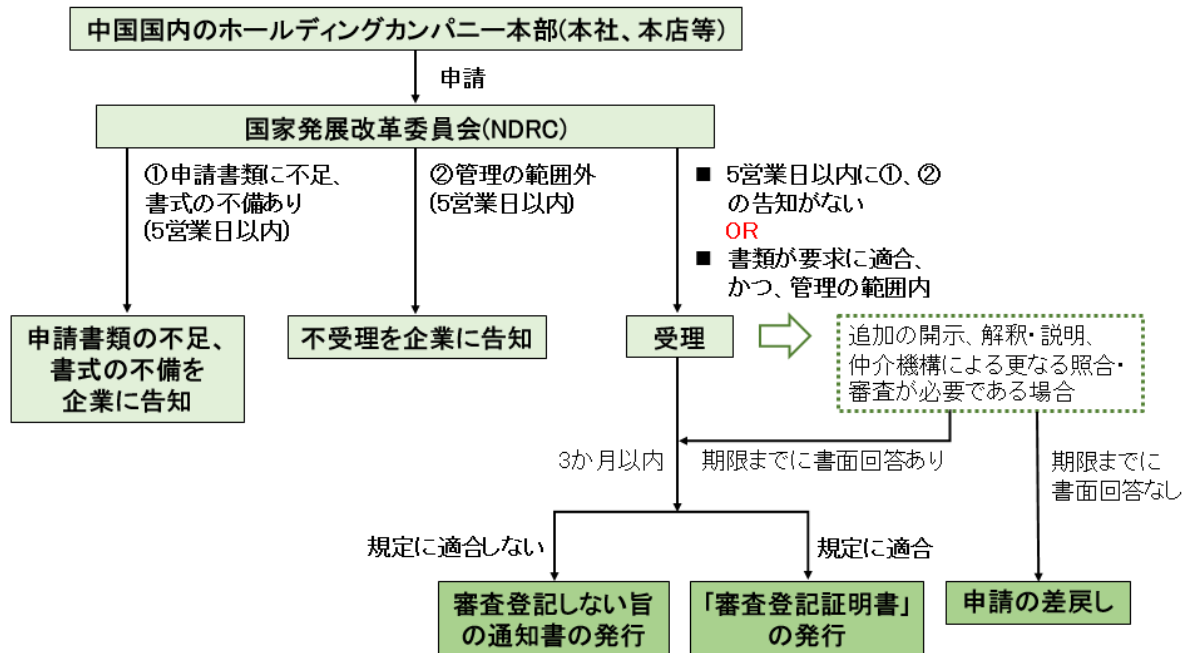
合理的な外債資金ニーズ並びに企業、その支配株主及び実質的支配者に対する直近 3 年のコンプライアンス上の要求が主に新設された。具体的な変更点(太字+下線の部分)は、以下のとおりである。

2044 号文及び現行政策・ガイドライン	本弁法
① 良好なコーポレートガバナンス及び外債リスク防止メカニズムを有していること(政策 Q&A では、「外債資金の用途が関連規定に適合する」ことも示されている。)	① 法により設立され、かつ、適法に存続し、経営しており、健全で、運営状況が良好な組織機構を有していること ② 合理的な外債資金ニーズがあり、用途が本弁法の規定に適合し、かつ、健全な外債リスク防止メカニズムを有していること
① 信用記録が良好で、既に発行された債券その他の債務が違約状態にないこと	③ 信用状況が良好で、債務の弁済能力を有し、既に発行された債券その他の債務が違約状態又は 元金の支払遅延状態 にないこと
③ 信用状況が良好で、比較的強い債務の弁済能力を有すること	
-	④ 企業、その支配株主及び実質的支配者においては、直近 3 年間、汚職、賄賂、財産の横領、流用若しくは社会主義市場経済秩序を破壊する刑事犯罪が存在せず、又は犯罪の疑いにより、司法機関による立件・捜査中ではなく、若しくは重大な違法の疑いにより立件・調査中ではないこと

(4) 外債審査登記手続

- ① 「行政許可事項リスト管理の全面実行に関する国务院弁公庁の通知」の要求をより徹底的に実施するため、現行の「届出登記制度」から「審査登記制度」に変更された。
- ② 申請主体について、2044 号文及び現行政策・ガイドラインでは、「中央管理企業及び金融機構」のみについて中国国内のホールディングカンパニー本部(本社、本店等)が審査登記の申請を行うことになっているのに対して、本弁法では、全部の申請主体について、中国国内のホールディングカンパニー本部(本社、本店等)が申請することになっている。

- ③ 審査期間は3か月と定められ、2044号文で7営業日とされていた届出期間からかなり延長された。なお、企業による追加の開示、解釈・説明や仲介機構による更なる照合・審査に要する時間は、審査期間には含まれない⁷。
- ④ 本弁法によれば、外債審査登記手続の流れは、概ね以下のとおりである。



- ⑤ インターネットシステム上で審査登記や情報報告を行う現行の申請方法は、維持された。なお、インターネットシステムの利用に適さない事項について、企業は、書面により書類を提出することができる。
- ⑥ 変更申請手続のプロセス及び適用事由については、2044号文及び現行政策・ガイドラインを基に細分化・具体化された。また、変更事由が発生する前に変更登記を行うべきと新設した。
- ⑦ 申請の取下げに関する規定が新設され、すなわち、審査登記の申請過程において、融資計画又は融資案の調整等により、企業が審査登記の申請を取り下げる必要がある場合には、速やかに審査登記機関に取下げを申請する必要がある。

(5) 期中・事後の監督管理

現行では、企業は外債を引き出す度に事後報告を行う必要があるが、本弁法では、これを維持しつつ、半年毎の情報報告及び重大事項報告の義務が新設された。また、2044号文と比較すると、NDRCの監督管理方法として、オンラインモニタリング、対面指導、書面による問合せ・照会、抜き打ち調査等が新設された。

(6) 法律責任

2044号文と比較すると、本弁法では、企業の法律責任及び仲介機構(企業の外債借入のために関連サービスを提供する引受業者、法律事務所、会計事務所等の専門機構及び専門家)の法律責任が新設された。

(7) その他

NDRCの外債審査登記と外為管理局の外債登記が連動し、企業は、「審査登記証明書」をもって外為登記、口座開設、資金の送受及び為替、資金の使用等の関連手続を行う必要がある。「審査登記証明書」を取得していない企業については、関連部門及び金融機関は、これらの手続や業務を行ってはならない。

本弁法では、現行制度を一部維持しつつ、NDRCの管理実務に基づく整理が行われ、外債審査登記の適用範囲、登記主体、

⁷ 「オンラインで申請する企業外債届出登記関連事項に関するガイドライン」(NDRCにより公布され、2020年10月28日に施行された部門政策文書)によれば、現行の7営業日の届出期間には資料の補足・補正の所要時間も含まれていない。

資金用途、審査手続、変更登記等について細分化・明確化が行われた。もともと、一部の内容については、依然として今後の正式稿及び実務における明確化が待たれる。とりわけ、申請報告書等の申請書類の雛形については、NDRC が今後公布するとされており、また、本弁法に関する NDRC の起草説明によれば、NDRC は引き続き外債審査登記に関するガイドライン及び Q&A を NDRC の公式ホームページ上で更新する予定である。

4. 化粧品オンライン経営監督管理弁法(意見募集稿)⁸

国家医薬品監督管理局、2022 年 8 月 16 日公示、2022 年 9 月 6 日まで意見募集

国家医薬品監督管理局は、「化粧品監督管理条例」及び「化粧品生産経営監督管理弁法」を含む化粧品関連の法令における、オンラインで経営される化粧品に対する監督管理の要求をより詳しく規定し、かつ、化粧品のオンライン経営行為及び化粧品 EC 経営者⁹に対する規制をより明確にするために、「化粧品オンライン経営監督管理弁法(意見募集稿)」(以下「本弁法」という。)を公示した¹⁰。

本弁法は、全 5 章、34 条から構成され、その要点は、以下のとおりである。

(1) 化粧品 EC プラットフォーム経営者の管理責任の具体化

上位法令及び関連法令では、化粧品 EC プラットフォーム経営者に対して、プラットフォーム内化粧品経営者の実名認証、日常検査、違法行為の制止及び報告、苦情・クレームの処理等の化粧品品質安全管理制度の構築及び実施が求められているところ、上記制度の一部に対する要求について、本弁法では、次のとおりより詳しく定められた。

① 日常検査義務の具体化

日常検査制度について、化粧品 EC プラットフォーム経営者がプラットフォーム内化粧品経営者に対し、オンライン製品掲載情報検査及び日常経営行為検査を行うべき義務が新設され、それぞれの検査内容が明確化された。また、検査記録については、少なくとも 2 年間保存しなければならないことが定められた。

② 違法行為制止義務の明確化

化粧品 EC プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内化粧品経営者に違法経営の疑いがある行為を発見した場合に、削除、遮断、リンクの解除等の必要な措置を講じてそれを制止し、当該行為の存在を証明できる資料を保存することに加え、当該行為に係る端緒をプラットフォーム内化粧品経営者の実際の経営場所の省レベルの医薬品監督管理部門に転送することが義務付けられ、当該行為が製品品質安全に係る重大な情報に該当するときは、発見した日から 10 日以内に関連する端緒を転送しなければならないとされている。

③ 処理行為報告制度の具体化

化粧品 EC プラットフォーム経営者は、発見した違法経営の疑いがある行為及び措置について、四半期ごとに(当該行為が製品品質安全に係る重大な情報に該当する場合は、発見した日から 15 日以内に)書面にて化粧品 EC プラットフォーム経営者所在地の省レベルの医薬品監督管理部門に報告することが義務付けられた。

④ 化粧品経営者への支援の義務化

化粧品 EC プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内化粧品経営者に技術サポート及び法律研修を提供することが義務付けられた。

⁸ 中国語: 化妆品网络经营监督管理办法

⁹ 「化粧品オンライン経営監督管理弁法(意見募集稿)」33 条によれば、①化粧品 EC プラットフォーム経営者、②プラットフォーム内化粧品経営者及び③自社サイトその他ネットワークサービスを利用して化粧品の経営を行う EC 経営者が含まれる。

¹⁰ 化粧品 EC 経営者が越境 EC を通じて輸入化粧品の小売をする場合には、本弁法は適用されない。

(2) プラットフォーム内化粧品経営者の責任・義務の具体化

本弁法においては、プラットフォーム内化粧品経営者の責任・義務について、上位法令及び関連法令に定められた入荷検査、保存・輸送、情報開示、リコール、定期検査及び処分等のステップにおける責任を強調したうえで、下記の内容が追加された。

① 入荷検査義務の具体化

児童用化粧品を経営する経営者は、入荷検査において、児童用化粧品マークを検査し、児童用化粧品のラベルに記載された情報を国家医薬品監督管理局のサイトで公示された情報と照合することが義務付けられた。

② 情報開示義務の更なる細分化

プラットフォーム内化粧品経営者は、経営活動のメインページにおいて、登録・届出資料と一致する化粧品のラベルなどの情報を開示することが義務付けられた。そのうち、製品名及び製品の標準番号はメインページの目立つ位置に文字にて掲載するものとされ、製品の安全、効果に係る情報もラベルにおける関連情報と一致しなければならないとされた。また、メインページにおいて、特殊化粧品登録証又は一般化粧品届出情報も掲載することが奨励された。

③ リスクコントロールの責任の明確化

プラットフォーム内化粧品経営者は、日常検査、製品情報の提供、必要な措置及びリスクコントロール等の面において化粧品ECプラットフォーム経営者に協力することが義務付けられた。また、経営対象となる化粧品の品質安全監督管理公開情報に注視し、医薬品監督管理担当部門のサンプリング調査により規定に合わないとして認定された特定ロットの化粧品の経営を直ちに停止することが求められた。一方、同一品目の他のロットについては、経営停止又はその他のリスクコントロール措置を講じることが求められておらず、プラットフォーム内化粧品経営者が引き続き経営する場合、当該化粧品の当年度のサンプリング調査により規定に合わないとして認定された旨の監督管理公開情報をメインページの目立つ位置に文字にて掲載することが求められた。

なお、プラットフォーム内化粧品経営者の関連義務については、自社サイトその他ネットワークサービスを利用して化粧品の経営を行う電子商取引経営者も履行しなければならないとされている。

(3) 監督管理の強化

主に下記の規定が新設された。

① 監督検査措置の充実

違法経営の疑いがある化粧品オンライン経営行為に関連するデジタルデータの収集、フェッチ、コピー等、化粧品EC経営者に対し監督検査を行う場合の措置が追加された。

② 管轄権の細分化

化粧品ECプラットフォーム経営者及び自社サイトその他ネットワークサービスを利用して化粧品の経営を行うEC経営者の違法行為は、所在地の県レベル以上の医薬品監督管理担当部門(化粧品ECプラットフォーム経営者が実名認証を行っていないなどの違法行為については、所在地の省レベルの医薬品監督管理担当部門)により管轄され、プラットフォーム内化粧品経営者の違法行為は実際の経営場所の県レベル以上の医薬品監督管理担当部門により管轄される(ただし、化粧品ECプラットフォーム経営者の所在地の県レベル以上の医薬品監督管理担当部門は先に違法行為の端緒を発見し、又は苦情・クレームを受けた場合には管轄権を有する。)

③ オフラインの取締の明確化

プラットフォーム内化粧品経営者の実際の経営場所の医薬品監督管理担当部門は、プラットフォーム内化粧品経営者の化粧品品質安全に係る違法経営行為を発見した場合には、速やかに化粧品登録者・届出者の所在地の医薬品監督管理担当部門に関連情報を提供しなければならず、後者は関連情報を受け取った後、速やかに化粧品登録者・届出者に対し監督検査を行い、当該違法行為を取り締まらなければならない。

化粧品のオンラインで購入する場合、消費者は、主に経営者が提供した情報を元に商品を選別することとなるため、十分な情報提供及び商品に対するリスクコントロール等が消費者にとって重要であり、消費者と直接に接するプラットフォーム内化粧品経営

者その他の化粧品 EC 経営者に責任を課すことが本弁法の最も重要な目的とも言えるだろう。化粧品のオンライン経営を行う企業は、本弁法の規定により、関連義務を着実に履行するための体制の整備が求められる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 